

法人が申請される場合、代表者の住所、役職、氏名を法人の所在地や名称の下に併せて記載願います。(法人の場合の電話番号については、担当部署の連絡先を記載下さい)

番号

申請書を提出する日をご記入ください。なお、法施行日から2か月後(令和2年6月30日)までに納期限が到来するものは令和2年6月30日までに、それ以降のものは納期限日までに申請をお願いいたします。

地方税法附則第...項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1			申請年月日	令和 年 月 日	
	電話番号	xxxx(xx)xxxx	携帯電話	xxx(xxxx)xxxx			
	氏名	温泉 太郎			申請された本税以外の内、猶予期間に該当するものは免除といたします。		
納付又は納入す	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	納付書番号等	猶予を希望する期間
	31	XX税	2・2-29	300,000	3,500	XXXXXXXX	納期限の翌日から 3・2・28 まで 12 月間
	2	XX税	2・4-30	350,000		XXXXXXXX	納期限の翌日から 3・4・30 まで 12 月間
	2	〇〇税	2・6-30	50,000		XXXXXXXX	納期限の翌日から 3・6・30 まで 12 月間
合計			① 700,000	② 3,500			
新型コロナウイルス感染症等の影響		<input checked="" type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛					

当町では年金特徴以外の町税全てが対象となります。猶予を受ける税目を記載下さい。併せて期別をご記載いただいてもかまいません。

それぞれの納期限日をご記入ください。対象となるのは令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来するものです。当初の納期限から1年間の猶予となります

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注)会計ソフト等で作成した試算表

特例での猶予を受けるためには新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響による収入の減少が必要となります。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年(当年)			前年同月			収入減少率	
	2月	3月	4月	2月	3月	4月		
収入	売上	3,612,477	2,977,865	2,850,918	2,293,453	5,009,821	3,089,121	$1 - \frac{③}{⑥}$ $1 - \frac{④}{⑦}$ $1 - \frac{⑤}{⑧}$ のうち最大のものを記載 41 %
	小計	③ 3,612,477	④ 2,977,865	⑤ 2,850,918	⑥ 2,293,453	⑦ 5,009,821	⑧ 3,089,121	
支出	仕入れ	2,597,892	2,203,484	2,189,075	3,317,000			支出平均額 $\frac{⑨+⑩+⑪}{\div \text{記入月数}}$ ⑫ 3,160,520 円
	販売費/一般管理費	621,931	511,192	407,987	66			
	借入金返済	200,000	0	0	25			
	生活費	250,000	250,000	250,000	25			
小計	⑨ 3,669,823	⑩ 2,964,676	⑪ 2,847,062	⑫ 4,479,000				

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)で収入が概ね20%以上減少していることを示すためのものです。3か月分の記入欄がありますが収支状況の把握のためです。計算時は減少率の大きいものをご記載下さい。

(注)売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生

収入・支出の裏付けとなる書類(収支明細・出納帳・通帳の写し)があれば合わせてご提出ください。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があること

税理士に依頼して代理申請を行う場合に記載してください。

税理士署名押印

番号

税理士法第30条の書面提出有

(1)収入の減少の状況等で算出した⑫支出平均額の6倍(6か月分)と今後予定されている臨時支出の額を合わせたものを当面の支出見込みとしてください

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等
(⑫ × 6(6か月分)) 18,963,122 円

+ 今後6か月間に予定されている臨時支出等の額 300,000 円

申請時の手持ち現金と預貯金の残高の合計を記載下さい。額の裏付けとなる書類(出納帳・通帳の写し)があれば合わせてご提出ください。

当面の支出見込額
(⑬) 19,263,122 円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 ※収入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額	現金・預貯金の合計 (⑭)	2,145,463 円
現金	200,000 円	預貯金	1,945,463 円		

(4) 納付 (3)現金預貯金残高の現金・預貯金の合計⑭から(2)当面の運転資金の状況等の当面の支出見込額(⑬)を差し引いたものを記入ください。マイナスになる場合は0を記入してください

⑭(現金・預貯金残高) - ⑬(当面の支出見込額) = 納付可能金額
(⑮) 0 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき税	(⑮)納付可能金額	猶予額
703,500 円	0 円	703,500 円

3 その他の猶予

納付・納入すべき税(①+②)から納付可能金額(⑮)を差し引いて猶予額を計算しご記入ください。

この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合があります。その際、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは
令和2年2月以降
すべておおむね20%以上
減少した収入(臨時収入の減少など)を指します。》

特例での猶予が許可されない場合、他の猶予を希望される場合チェックしてください。改めて猶予の申請が必要となりますのでその際はご案内申し上げます。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高 ※ 自記入欄 一 納付・納入が困難がある、を証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

現金	円	預貯金	円	現金・預貯金の 合計(⑭)	円
----	---	-----	---	------------------	---

記載を省略可能

(4) 納付可能金額

⑭(現金・預貯金残高) - ⑬(当面の支出見込額) =	納付可能金額(⑮)	円
(マイナスの場合は0)		

(5) 猶予を受けようとする金額

①+②)納付・納入すべき税		-	⑮)納付可能金額	=	猶予額	
400,000	円				400,000	円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。